

奈良県新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金に係る  
研修機関等認定要領

## 第1 趣旨

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）別記2の第5の1の（1）のイの（ア）に規定される就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等（農業経営者育成教育機関、先進農家又は先進農業法人等）であると県が認めた研修機関等（以下「認定研修機関」という。）及び研修機関等が実施する研修の認定に係る認定基準及び事務手続き等については、国実施要綱及び新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について（令和4年3月29日付け3経営第3218号農林水産省経営局就農・女性課長通知。以下「国認定基準」という。）に定めるもののほか、本要領によるものとする。

## 第2 認定研修機関

認定研修機関は、次のとおりとする。

- （1） なら食と農の魅力創造国際大学校（ただし、アグリマネジメント学科のみ）。
- （2） 上記に掲げるもののほか、第3の認定基準を満たし、知事が特に必要と認めた研修機関等。

## 第3 認定基準

研修機関等として、次の（1）～（9）について全て満たすものとする。なお、研修機関等が派遣研修を実施する場合は、さらに次の（10）～（12）について全て満たすものとする。

- （1） 国認定基準を満たしていること。
- （2） 研修機関等の事務所（事務局）及び主な研修場所が奈良県内に所在している、又は他府県で認定研修機関として認定されていること。ただし、他府県で認定研修機関として認定されている研修機関等については、奈良県内の市町村と研修生の就農等について連携を図っていること。
- （3） 原則として5年以上の農業経験、又は農業指導経験を有する研修指導者を設置していること。
- （4） 3ヶ月ごとに就農準備資金・経営開始資金のうち就農準備資金（以下「就農準備資金」という。）交付対象者及び交付を希望する者（以下「交付対象者等」という。）の研修実施状況について適切な評価を行えること。
- （5） 研修期間中に、自身の研修を受けている交付対象者等と雇用関係（研修時間外のアルバイト等を含む）がないこと。
- （6） 交付対象者等に対し、就農に必要な情報提供を行うこと。

- (7) 県農林振興事務所（農業振興事務所を含む。）、市町村等の関係機関と連携し、交付対象者等が研修終了後、独立・自営就農、親元就農、又は雇用就農できるように責任を持って支援できること。
- (8) 国実施要綱等に基づき県及び交付対象者等が行う以下の事務等に対する協力が可能であること。
  - ア 研修状況報告等の提出物に関する指導や研修実施状況の確認
  - イ 就農準備資金交付対象者が、研修（継続研修を含む。）終了後1年以内に原則50歳未満で独立・自営就農、雇用就農又は親元就農できなかった場合などに行う就農準備資金の返還事務等
- (9) 暴力団員等、又は暴力団もしくは暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (10) 派遣研修の規定等（派遣研修先の選定基準を含む）が整備されていること（数日程度の単発の派遣や研修は除く）。
- (11) 派遣研修先での研修状況について、チェック体制（第10の1の（5）の項目については必須）及び改善体制が整備されていること。
- (12) 第10の1の（1）以外の事項で認定研修機関の認定を取り消された研修機関等が、第5の有効期間内に研修の実施体制、派遣研修先等研修に関与していないこと。

#### 第4 研修機関等の認定

第2の（2）として、知事の認定を希望するものは、次の手続により申請し、知事が認定するものとする。

- (1) 申請年度の年度末までに開始、又は申請年度に実施中の研修について研修機関等認定申請書（別紙様式第1号）を作成し、別途定める期日までに県食と農の振興部担い手・農地マネジメント課に提出する。なお、第3の1の（2）にある他府県で認定研修機関として認定されている研修機関等については、他府県で認定研修機関として認定されていることがわかる書類及び奈良県内の連携市町村からの推薦書（別紙様式第2号）もしくは、奈良県内の連携市町村と研修生の就農について連携を図っていることがわかる書類（協定書の写し等）を添付すること。
- (2) 提出を受けた担い手・農地マネジメント課は、必要に応じ、関係者による面談等の実施に努めるとともに、認定にあたり関係市町村への照会や県農林振興事務所（農業振興事務所を含む。）の協力を得るものとする。
- (3) 審査は書類審査及び必要に応じて現地調査により行うものとする。
- (4) 知事は、第3の認定基準に基づき研修機関等及び研修機関等が実施する研修の妥当性を審査し、認定することが適当と認められる場合は、認定するとともに、審査結果について申請者に通知するものとする。なお、関係市町村や農林振興事務所（農業振興事務所を含む。）に対してもあわせて通知を行うものとする。
- (5) 研修生募集時に研修体制・カリキュラム等を周知するなど、研修実態が明らかと認められる場合は、認定日を3ヶ月以内にさかのぼって認定することができるものとする。

とする。

#### 第5 認定の有効期間

認定の有効期間は、第4で認定された日から研修が終了するまでとする。

#### 第6 認定研修機関の公表

知事は、第4で認定した研修機関等について奈良県における新規就農者の確保に向けた取り組みに活用するために、担い手・農地マネジメント課のホームページで原則認定研修機関の概要を公表するものとする。

#### 第7 認定の変更

認定を受けた認定研修機関の重要な変更については、第4の手続きに準じて行い、研修機関等認定変更申請書（別紙様式第3号）を提出しなければならない。なお、重要な変更については、次のとおりとする。

- (1) 定款、規約・設置要領等の変更
- (2) 研修内容の廃止
- (3) 研修カリキュラムの変更（ただし、①研修内容の追加、②月毎の順番の入れ替え、③栽培管理等の生産技術・知識に関する研修の30%以内の研修時間の増減、④栽培管理等の生産技術・知識に関する研修以外の研修時間の増加（減少は変更が必要）等の軽微な変更の場合を除く。）

#### 第8 研修機関等の再認定

認定研修機関は、次の事項については、第4の手続きにより知事による認定を再度受ける必要がある。

- (1) 第4の手続きにより知事による認定を受けていない研修（申請年度の次年度に開始する研修等）。
- (2) 第4の手続きにより知事による認定を受けた研修の研修生が当該年度の就農準備資金交付対象者とならなかったため、次年度交付を希望する場合かつ国認定基準等に変更があり、新たに認定基準の確認が必要な場合。

#### 第9 認定研修機関へのチェック体制

知事は、交付対象者等の相談窓口を担い手・農地マネジメント課に設置するとともに、適切な研修が実施されているかを確認するために、次のとおり認定研修機関への定期的なチェックを実施することができる。

- (1) 認定研修機関は、交付対象者等に3ヶ月ごとに研修日誌を4ヶ月が過ぎるまでに県に直接提出をさせること。
- (2) 認定研修機関は、3ヶ月ごとに認定研修機関の交付対象者等への評価を4ヶ月が過ぎるまでに県に提出すること。

- (3) 知事は、交付対象者等から相談があった場合、必要に応じて、市町村、農林振興事務所（農業振興事務所を含む。）等と連携し、認定研修機関に立ち入り調査を行うものとする。

#### 第10 認定研修機関の認定の取り消し

知事は、認定研修機関が次の事項に該当したときは、事業の遂行に支障がないことを確認した上で、認定研修機関の認定を取り消すことができる。

- (1) 認定研修機関が知事に研修機関等認定辞退届（別紙様式第4号）を提出したとき。
- (2) 第3の認定基準を満たさなくなったとき。
- (3) 虚偽の申請があったとき。
- (4) 認定研修機関として相応しくない行為があったとき。
- (5) 以下の事例が判明したとき。

長時間の研修、無休での研修、研修内容と研修カリキュラムとの大きな相違、研修圃場状況の管理不十分、指導者の不在などの指導体制不備や指導不足、又は研修生が労働力の提供のみを行う場合など、適切な研修が行われていないと認められるとき。

- (6) 第9の研修日誌及び評価を期限までに提出しないとき。
- (7) 第9にかかる県及び関係機関の調査に協力しないとき。
- (8) その他、知事が必要と認める書類を提出しないとき。

2 なお、前項の（1）以外の事項で認定研修機関の認定を取り消された研修機関等は、認定研修機関として認定申請することはできない。ただし、取り消し前の第5の有効期間の終了後、新たな研修機関等の実施体制（複数の組織により研修体制の整備や新たな組織の追加など）を整備することで認定申請することができる。

#### 第11 個人情報

関係機関が一体となった農業施策に資するため、研修機関等及び研修機関等が実施する派遣研修先は、個人情報の取り扱いについての同意書（別紙様式第5号）を県に提出しなければならない。

#### 第12 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和2年2月4日から施行する。
- 2 就職氷河期世代の新規就農促進事業に係る研修機関等の認定についての第4の1の（5）の遡って認定できる日は、令和2年2月4日までとする。
- 3 農業次世代人材投資事業（準備型）に係る研修機関等の認定については、この要領の施行日以降で国実施要綱の別記1の第5の1の（1）のイの（ア）の改正された日から実

施する。

- 4 農業次世代人材投資事業（準備型）に係る研修機関等の認定についての第4の1の（5）の遡って認定できる日は、前項の日までとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年1月28日から施行する。
- 2 加速化対策実施要綱別記1の就職氷河期世代の新規就農促進事業に係る研修機関等の認定についての第4の1の（5）の遡って認定できる日は、令和3年1月28日までとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正前の奈良県農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業に係る研修機関等認定要領の規定に基づく認定研修機関への同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。
- 3 第4の1の（5）の遡って認定できる日は、令和4年4月1日までとする。